

## 平成 31 年 2 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 31 年 2 月 25 日 (月) 開会 17 時 00 分  
閉会 17 時 57 分

場 所 教育委員会室

出席者 教 育 長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)  
高橋 護 教育委員  
小野 和枝 教育委員  
山本 隆正 教育委員  
議事録署名委員 福島 知克 教育委員

教 育 庁 稲尾 隆 教育参事  
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長  
月輪 利生 教育政策課長  
姫野 悟 学校教育課長  
花木 敏寿 スポーツ健康課長  
藤田 一樹 教育政策課参事  
亀川 義徳 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
利光 聡典 社会教育課参事  
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐  
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍 聴 人 0 名

- 議事日程
- 第 1 議事録署名委員の指名について
  - 第 2 平成 30 年度一般会計補正予算案 (第 5 号) について【議第 2 号】
  - 第 3 平成 31 年度一般会計当初予算案について【議第 3 号】
  - 第 4 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第 4 号】
  - 第 5 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第 5 号】
  - 第 6 別府市公民館条例施行規則の一部改正について【議第 6 号】
  - 第 7 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第 7 号】
  - 第 8 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第 8 号】
  - 第 9 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第 9 号】
  - 第 10 別府市総合体育館管理規則の一部改正について【議第 10 号】
  - 第 11 別府市営市民球場管理規則の一部改正について【議第 11 号】

- 第 12 別府市営実相寺サッカー競技場管理規則の一部改正について  
【議第 12 号】
- 第 13 別府市営実相寺球場管理規則の一部改正について【議第 13 号】
- 第 14 別府市営運動場夜間照明施設管理規則の一部改正について  
【議第 14 号】
- 第 15 別府市営体育館管理規則の一部改正について【議第 15 号】
- 第 16 別府市営野口原総合運動場管理規則の一部改正について  
【議第 16 号】
- 第 17 別府市営地区体育館管理規則の一部改正について【議第 17 号】
- 第 18 別府市任期付職員の採用について【議第 18 号】 **※非公開**

**報告事項** (1) 寄附受納について【報告第 1 号】

**その他** (1) 2020 年別府市成人式について  
(2) 3 月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

**寺岡教育長** ただいまより平成 31 年 2 月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は福島委員さんをお願いします。

---

## ◎ 平成 30 年度一般会計補正予算案（第 5 号）について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 2、議第 2 号 平成 30 年度一般会計補正予算案（第 5 号）についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 議事日程第 2、議第 2 号 平成 30 年度一般会計補正予算案（第 5 号）について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めるものでございます。

教育政策課関係部分よりご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。11 款 2 項 1 目 0553 小学校の施設整備に要する経費中、13 節委託料の実施設計等委託料 472 万 3 千円の減は、トイレ洋式化とブロック塀の改修に係る実施設計委託料の入札残に伴う減額でございます。15 節工事請負費の施設整備工事費 2,019 万 7 千円の減は、ブロック塀改修工事の入札残等に伴う減額でございます。このページの中ほどに補正額の財源内訳の欄があり、国庫支出金が 6,439 万 5 千円の減、地方債が 2,640 万円の増、一般財源が 1,307 万 5 千円の増となっておりますが、これは、ブロック塀改修事業におきまして、12 月補正にて事業費の 3 分の 1 の財源をブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金とし、国に補助金申請する予定をしておりましたが、国の示した補助対象の要件を満たすブロック塀が少なく、再度、財源の見直しを行なった結果、総合的な見地から緊急防災・減災事業債のみでの活用が有利と判断し、臨時特例交付金の申請を見送ったことによる国庫支出金の減額と地方債の増額でございます。

次に 11 款 3 項 1 目 0563 中学校の運営に要する経費中、11 節需要費の光熱水費 450 万円の減は、当初見込みより使用料が少なかったことによる減額でございます。

次に 11 款 3 項 1 目 0566 中学校の施設整備に要する経費中、13 節委託料

の実施設計等委託料 229 万円の減は、トイレ洋式化とブロック塀の改修に係る実施設計委託料の入札残等に伴う減額でございます。15 節工事請負費の施設整備工事費 194 万 8 千円の減は、設備改修工事等の入札残と一部未実施に伴う減額でございます。また、先ほどの小学校と同様、中学校の施設整備に要する経費におきましても、ブロック塀等に係る財源の見直しを行っております。次に 11 款 3 項 1 目 1204 中学校の統合に要する経費中、13 節委託料の工事監理委託料 22 万 5 千円の減は、造成工事を翌年度に行なうこととなったことに伴う工事監理委託未実施による減額でございます。15 節工事請負費の施設整備工事費 7,394 万 5 千円の減は、西小校舎等解体工事の入札残と造成工事未実施に伴う減額でございます。事業費の減額に伴い、地方債 6,360 万円の減額補正を行ないます。

次に 4 ページをご覧ください。11 款 4 項 1 目 0588 幼稚園の施設整備に要する経費中、13 節委託料の家屋等事前調査委託料 208 万 5 千円の減及び 15 節工事請負費の施設整備工事費 1,518 万 8 千円の減は、旧青山幼稚園園舎解体工事の未実施に伴う減額でございます。事業費の減額に伴い、地方債 1,360 万円の減額補正を行ないます。

戻りまして 2 ページをご覧ください。歳入をご説明申し上げます。15 款 2 項 6 目の小学校費補助金 6,439 万 5 千円の減額と、中学校費補助金 2,911 万 6 千円の減額は、歳出でご説明いたしましたブロック塀改修事業での財源を見直したことに伴う特例交付金の減額でございます。17 款 1 項 1 目の土地建物貸付収入 756 万円は、別府大学へ貸し付けている旧別商グラウンドの平成 30 年度分の貸付収入でございます。22 款 1 項 8 目 1 節 小学校債 2,640 万円の増は、臨時特例交付金を取り止めたことに伴う緊急防災・減災事業債の増等に伴うものでございます。2 節 中学校債中 02 中学校施設整備事業債 1,890 万円の増額も同様の趣旨の内容でございます。01 中学校施設建設事業債 6,360 万円の減額は、西小校舎解体工事の入札に伴う減額と造成工事未実施に伴う減額でございます。3 節 幼稚園債の幼稚園施設除却事業債 1,360 万円の減額は、旧青山幼稚園園舎外解体工事未実施に伴う減額でございます。教育政策課は以上でございます。

**学校教育課長** では 3 ページをご覧ください。歳出の 11 款、一番上の私立学校振興費でございます。0548 私立幼稚園就園奨励費に要する経費で、これは私立幼稚園に通う低所得世帯等の方々に対する補助制度でございますが、当初見込み数よりも実際の園児数、家庭が少なかったことにより減額になっておりますので、補正をするものでございます。なお 2 ページの教育費国庫補助金 01 の私立幼稚園就園奨励費補助金の 59 万 5 千円につきましては、この財源のうちの国庫負担分の歳入が減るということで不要額を減額しております。以上でございます。

**教育次長兼社会教育課長** 歳出のほうからご説明いたします。4 ページをお開きください。5 項の社会教育費の部分でございます。はじめに、0612 事業、地区公民館施設整備に要する経費につきましては、工事の入札差金による 260 万円の減

額でございます。続きまして 0630 事業、美術館管理運営費に要する経費につきましても、決算見込みによりまして光熱水費が 299 万 3 千円の減額ということでございます。続きまして 0631 事業、美術館施設整備に要する経費、これにつきましては、旧美術館の解体に関するものでございまして、解体設計の委託料の入札差金による減額、それから廃棄物の処理等の委託料の入札差金による減額、それから解体工事費の入札差金による減額でございます。合わせまして、1,056 万 6 千円の減額となっております。ここに書いてあります特定財源の減額につきましてはのちほどご説明いたします。続きまして、1064 事業、野口ふれあい交流センター管理運営に要する経費につきましては、施設整備等工事費の入札差金による 72 万 4 千円の減額でございます。

それから戻りまして、特定財源事業債の 440 万円の減額に伴いまして、2 ページに掲載しております下から 2 段目、04 節社会教育債の 440 万円減額は、社会教育施設除却事業債の減額、これは歳出に伴った事業債の減額を同額しております。

それから 6 ページをお開きください。繰越明許費の補正でございます。05 項、旧美術館の除却事業ということで、これは、旧美術館の解体を、1 月から今年の 8 月までの計画で、事業費の 4 割相当を今年度、6 割相当を新年度という予算の振り分けをしておりましたが、工事の進捗に伴いまして、来年度に繰り越すべき金額が大きくなったということで、4,200 万円ほど繰り越すということをさせていただいております。それからその下の実相寺古墳群整備事業につきましては、今年度実施しました入札等の差金がありまして、その差金を国庫補助に伴うもので、国のほうからこの予算を繰り越して、余った差金の部分を、新年度で、鬼ノ岩屋と実相寺古墳の保存活用計画を策定しようという国の指導もありまして、予算を繰り越すということで 199 万 4 千円を今回上げさせていただきました。以上でございます。

**スポーツ健康課長** スポーツ健康課関係です。まず歳出のほうからご説明いたします。3 ページをお願いいたします。11 款 2 項 1 目 0554 事業、小学校保健衛生に要する経費の委託料、101 万 6 千円の減額であります。これは、教職員健康診断委託料において、当初予算で試算していた受診予定者数から減少する見込みとなったため、不要額を減額するものであります。続きまして 5 ページをお願いいたします。11 款 6 項 2 目 0657 事業、体育施設整備に要する経費の施設改修業務委託料 230 万 4 千円、それから各種体育施設整備工事費 1,683 万 4 千円、合わせて 1,913 万 8 千円の減額であります。これは、委託料におきましては旧ヨット艇庫解体に係る設計及び補償調査業務委託を本年度実施しなかったための減額、工事請負費におきましては、野口原陸上競技場トラック改修工事等の入札残による減額であります。次に 11 款 6 項 3 目 0661 事業、体育振興に要する経費の負担金補助金及び交付金 400 万円の増額であります。これは、明豊高等学校の第 91 回選抜高等学校野球大会出場に伴い、別府市スポーツ全国大会出場校の児童生徒の応援に要する交通費補助金の申請が見込まれるため、増額補正をお願いするものであります。なお、これにつきま

しては、大会が3月から4月にまたがるため、6ページにあります繰越明許費補正として、全国大会出場校応援補助事業に同額の400万円を計上しております。続きまして11款6項4目0666事業、小学校の給食に要する経費の扶助費201万2千円の減額、及び0668事業、中学校の給食に要する経費の扶助費133万1千円の減額であります。これらは、準要保護児童生徒給食費において、当初予算で試算していた就学援助認定者数から減少する見込みとなったため、扶助費を減額するものであります。次に歳入の説明をいたします。2ページをお願いいたします。21款6項4目4節、雑入のスポーツ振興くじ助成金1,808万5千円の増額であります。これは地域スポーツ施設整備助成として、野口原陸上競技場トラック部分改修事業に1,600万円、地方公共団体スポーツ活動助成として、市営青山プールダイビングボード設置事業に139万6千円、総合体育館システムカウンター設置事業に68万9千円の交付決定通知を受けてのものであります。次に22款1項8目5節、体育施設整備事業債2,610万円の減額であります。これは野口原陸上競技場トラック部分改修工事債の入札残に伴う減額でございます。以上で説明を終わります。

**寺岡教育長** ただいま各課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**高橋委員** ちょっと見慣れない未実施という言葉がいくつか出てきたんですが、例年より多いような感じがするんですが、未実施の場合のデメリットというのは何かありますか。

**教育次長兼社会教育課長** これは、例えば社会教育施設のいろんな修繕等の工事がそこまでなかったということで未実施、予定よりもなかったということです。事前に分かっている部分もあるんですけど、分からない部分も毎年毎年ある程度の予算をお願いしております。その部分が現場から挙がってこなかったという部分が多かったですね、社会教育課の場合はですね。

**高橋委員** 大体同じような感じですか。

**教育政策課長** 教育政策課の統合中学校の造成事業未実施というのは、スケジュールが変わりまして、単独で造成工事を行うよりも本体の工事と一緒に行ったほうが効果的に工事ができるということで、1年本体工事に合わせてずらしました。旧青山幼稚園の解体工事につきましては、旧西小学校の備品等の保管場所などとして利活用することとなり、2年間延期したということです。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。  
他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第2号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第2号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 平成31年度一般会計当初予算案について

**寺岡教育長** 次に議事日程第3、議第3号 平成31年度一般会計当初予算案についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 議事日程第3、議第3号 平成31年度一般会計当初予算案について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものでございます。別添資料「平成31年度当初予算所管予算案説明資料」にてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。(3)所管の重点施策を中心にご説明いたします。1事業目と3事業目と6事業目の小学校、中学校、幼稚園のトイレ洋式化事業につきましては、和式トイレを洋式化し、教育環境・保育環境の改善と充実を図ります。具体的には、今年度は各小中学校の校舎のフロア毎に、少なくとも男女1か所以上の洋式トイレを設置し、さらに来年度は各中学校に、再来年度は各小学校に必要な最小限の和式トイレを残し、全て洋式化を行なう事業を行ないます。

次に、2事業目の小学校のエアコン整備事業と7事業目の幼稚園のエアコン整備事業は、平成29年度よりの運用開始であり、5事業目の中学校のエアコン整備事業は平成28年度からの運用開始でございます。10年間のリース事業であり、幼・小・中合わせて年間、約1億8千万円の事業となっております。

次に4事業目の中学校の統合事業ですが、今年度は校舎等の解体を行ないましたが、来年度は校舎・屋内運動場・プール等建設工事及び周辺道路拡大工事を開始いたします。教育政策課分は以上でございます。

**学校教育課長** 同じく1ページの表の一番下の枠をご覧ください。勤怠管理システム導入事業966万3千円を計上しております。これは国の働き方改革に則って、教職員の勤務時間を機械的に把握することという文科省の方針に則って、ICカードリーダーという読み取る機械を、幼・小中学校に導入するための予算でございます。

2ページをご覧ください。大学奨学金の貸与事業につきましては、すでにご案内のとおり、貸与者を4名に拡大し、うち2名保育士枠を拡大しておりますのでその予算でございます。外国語活動推進事業は、小学校で外国語活動外国語科の事業が平成32年度から本格的に実施されるのに備え、ALTを1名増員し、6名体制にしたときの予算でございます。それから、公立幼稚園の預かり保育事業については、4園から5園に拡大いたしますので、その1園増加分の予算でございます。あと、いきいきプラン支援員、スクールソーシャルワーカーにつきましては、それぞれ

れ学校で先生方を支援する特別教育支援員、それから家庭との連携を図るスクールソーシャルワーカーの雇用に係る経費でございます。以上でございます。

**教育次長兼社会教育課長** 2ページの中段からです。旧美術館の解体事業1億1,340万円。これにつきましては、先程の補正でも若干触れましたが、今年1月から8月までの旧美術館の解体に伴う解体事業費の予算でございます。当時の設計金額の6割を新年度の予算として計上させていただいております。続きまして、図書館等一体的整備事業の2,859万7千円。これにつきましては、平成28年度末までに基本構想を策定し、本年度、図書館・美術館の整備構想を策定いたします。これを受けまして、いよいよ基本計画の策定に入ります。その費用を計上させていただいております。続きまして、社会教育活動総合事業につきましては、各地区公民館等で行っております講座等の予算、講師の謝礼金等をあげさせていただいております。続きまして、地域教育力活性化事業。これにつきましては学校と地区公民館とでボランティアを活用しました放課後の学習教室、それから学習支援等を行っております。これも講師の謝礼金等をあげさせていただいております。予算が157万円となっております。別府学創生事業につきましては、毎年子どもたちが進級しますので、その都度増刷をする必要があります。学校の要望等で若干の見直しをしながら増刷をして、それぞれ新1年生、3年生、5年生、新中学1年生にこの学習資料を配るということで、印刷費が主なものでございます。最後に、鬼ノ岩屋・実相寺古墳群整備事業。これにつきましては2,675万5千円の予算を計上させていただいておりますが、この古墳の剪定等の整備や、実相寺古墳群で新たに昨年国の指定になりました用地について、民間の用地を購入する予算としてあげさせていただいております。なおこの予算につきましては、国と県の補助金を合わせて85%の補助がついた事業になります。社会教育課は以上でございます。

**スポーツ健康課長** スポーツ健康課関係部分についてであります。2ページの一番最後の欄から3ページにかけてがスポーツ健康課関係になります。2ページが一番下、子どもの健康促進小学校フッ化物洗口事業、及び3ページの2段目の幼稚園フッ化物洗口事業につきましては、平成30年度より小学校全学年で開始いたしましたフッ化物洗口事業を継続して行うものであります。3ページが一番上の中学校のフッ化物洗口事業につきましては、これは新規事業となります。中学1年生を対象に、学校での週1回のフッ化物洗口を実施したいと考えております。それから、3か年の3か年目になります体育・スポーツ振興協定事業であります。日体大との協定事業の中で、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックに向け、別府市出身選手の育成と、市民の開催機運の醸成を図ります。次に3ページ上から3段目、新規事業になります部活動指導員活用事業。これは専門的知識を有する部活動指導員を任用し、部活動の質的向上及び学校現場における教員の負担軽減を図りたいと思います。そして1番下段の総合型地域スポーツクラブ助成事業も31年度の新規事業になり



ます。市内に5つある総合型地域スポーツクラブの事業費や団体運営費に対して一部助成を行います。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま各課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第3号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第3号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第4、議第4号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 議事日程第4、議第4号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものでございます。

9ページをご覧ください。提案理由でございますが、朝日小学校湯山分校を廃止することに伴い、条例を改正しようとするものでございます。湯山分校につきましては、少子化が続き児童数の増加が見込めないことや、地元保護者及び自治会の要望により、昭和60年4月から休校としておりました。既に休校後30年以上経過したことから、地元と協議する中で、このほど廃校に向けての同意もいただきましたので、今年度末を以って正式に廃校にしたいと考えております。

10ページをご覧ください。別表第1におきまして改正案のとおり朝日小湯山分校の欄を削除いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第4号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第4号は同意することに決定いたしました。

---

◎ 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第5、議第5号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**スポーツ健康課長** 議事日程第5、議第5号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものであります。  
11 ページから 15 ページをお願いいたします。これは先月の定例教育委員会でご説明させていただきました野口原総合運動場陸上競技場トラック部分の使用料を改定することに伴い、条例を改正しようとするものであります。14 ページから 15 ページにかけて新旧対照表をつけてございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいまスポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。  
特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第5号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第5号は同意することに決定いたしました。

- 
- ◎ 別府市公民館条例施行規則の一部改正について
  - ◎ 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - ◎ 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - ◎ 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - ◎ 別府市総合体育館管理規則の一部改正について
  - ◎ 別府市営市民球場管理規則の一部改正について
  - ◎ 別府市営実相寺サッカー競技場管理規則の一部改正について
  - ◎ 別府市営運動場夜間照明施設管理規則の一部改正について
  - ◎ 別府市営体育館管理規則の一部改正について
  - ◎ 別府市営野口原総合運動場管理規則の一部改正について
  - ◎ 別府市営地区体育館管理規則の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第6、議第6号 別府市公民館条例施行規則の一部改正に

ついでから、議事日程第 17 議第 17 号 別府市営地区体育館管理規則の一部改正についてまでは関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

**教育次長兼社会教育課長** 16 ページをお願いします。別府市公民館条例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。

今ご説明がありましたように、議事日程第 6 から第 17 まで、それぞれの所管施設により施行規則等が定められておまして、それぞれの施設について同じような規則の改正をするものでございます。去る 11 月の定例教育委員会のときにご審議いただきました。内容につきましては、大分都市広域圏で、7 市 1 町あるんですが、大分、臼杵、津久見、竹田、豊後大野、由布、日出町、別府と。その中で、公共施設をお互いで利用しあうことを良しとしましょうということで、その是非について議会に提出して承認された経緯がございます。この相互利用につきまして、大分市を中心にやっておりますが、電子情報処理組織、インターネットによるシステムによって、他市から別府市の空き状況を見て、インターネットを介して予約の申請をします。そして、それについてインターネットで予約の許可をする、という行為を良しとしようということで、今回の規則の改正ということになっております。その施設それぞれに規則がありますので、それを一括して説明をさせていただきます。

まず、今申し上げたのが、公民館、地区公民館に関するものでございまして、19 ページをお開きいただきたいと思っております。現行と改正案の第 3 条部分でございます。現行は「条例第 7 条の規定により公民館の施設又は備品を使用するものは、公民館使用申請書を提出しなければならない。」と紙ベースの申請書を提出しなければならないと規定しております。第 1 項は若干の文言を改正しております。「施設又は備品を使用しようとする者は」を「許可を受けようとする者は」というふうに変えております。そして、申請書を提出する場合と、それに合わせて 3 項を追加しております。第 1 項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行おうとすることができる。要はシステム、インターネットを介して申請することができる。この申請をした場合に、4 項で、この場合において電子情報処理組織を使用して通知をします。システムを通じて許可をしますということで、紙ベースじゃなくてもインターネット、システムを介してもできますよという項目の 3 項 4 項を追加したということでございます。施設につきましては、体育館等、それから社会教育施設等を、今回全てそれに合わせてそれぞれの施設で、目次のところに書いてあります議事日程第 6 が公民館、第 7 は中央公民館 2 階 3 階の市民会館の部分です。それから第 8 が野口ふれあい交流センター、第 9 がコミュニティーセンター、第 10 が総合体育館、第 11 が市民球場、第 12 が実相寺サッカー競技場の、ここは人工芝の部分だけと聞いております。それから、この競技場を使った場合の管理事務所が第 13、第 14 が市営の運動場夜間照明施設、これは小学校や中学校の運動場を夜使う場合の照明施設ですね。それから第 15 が市営体育館、第 16 が野口原総合運動場のソフト

ボール場、軟式野球場、第17が地区体育館、各地区公民館に付設しております体育館、以上になっております。説明は以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** システムはもう出来上がっているんですか。

**教育次長兼社会教育課長** 大分市を中心に、まさに今作業中の部分があります。ですから、セットアップ部分も若干できていない部分もありますが、我々も4月から利用したいということで、できる部分は作業をしておりますが、なんせ大分市が基本的に業者と打ち合わせをしながらやっている部分がありまして、そこら辺は、まさに今作業中ということです。

**山本委員** ということは、これがいつから運営されるかということはまだはっきりしていないと。

**教育次長兼社会教育課長** 若干流動的ですが、今のところでは5月頭ぐらいの見込みです。本当は4月からやりたかったんですが、いろいろな作業が遅れているという報告を受けておりましてですね。

**高橋委員** インターネットの受付時間というのはあるんですか。例えば、夜の夜中でも申し込みたいという方がいらっしゃるかもしれない。

**教育次長兼社会教育課長** インターネットでは24時間です。ただ運用上いろんな問題が出てくるのがですね、公民館では5時までしか受付をしません。インターネットを使わない人は5時までの受付で、職員が入力作業をやります。5時以降にも来館者は来ますので、その方が、私はインターネットを使えないので、空いていたら入れて欲しいなというときは、明日の朝までに入らなければうちのほうで入れます、というような運用にせざるを得ないという部分は出てきます。それと、従来から、例年毎月使う人は月初に早い者順で予約をしますので、これは参加するところと打ち合わせをしまして、やっぱり別府市民を優先するところを作ろうということで、10日までは入力できないという仕組みを作るようになっております。10日までは市民が先に入れて、11日以降空いていれば、よその市からも使えますよ、という形で運用しようというように考えております。

**山本委員** 予約できるのは前月からとか、そういう形なんですか。

**教育次長兼社会教育課長** 例えば5月1日に6月分の予約が別府市民の方はできます。5月11日になって初めて他市の方が予約ができるようになります。

**小野委員** 今言ったみたいに、6月のを5月1日に申し込むのに、今まで開館に合わせて並んでいたもので、それより前にインターネットで市民が申し込ん

だときはどうなりますか。

**教育次長兼社会教育課長** それははじかれます。予約ができません。

**小野委員** できないんですか。じゃあ並ばないといけないんですか。

**教育次長兼社会教育課長** 1日に申し込んだ人は、そのまま館のほうで入力をするということになります。大分市とか他市の方は10日を過ぎないと申し込みはできません。

**小野委員** 別府市の方で、月々並ぶ方は何時からですかね、受付けるのは。

**教育次長兼社会教育課長** 大体8時半ですね。

**小野委員** では普通の人、インターネットで家から申し込む人は、8時半までは入れないんですか。24時間あったら、朝早く入力して仕事に行く人もいるかもしれない。

**教育次長兼社会教育課長** それはこちらのほうで許可ができませんので。

**小野委員** では申し込むことはできるけど、許可をしないと。8時半過ぎないと。

**高橋委員** 今、公会堂は半年前受付ですよ。

**教育次長兼社会教育課長** そうですね。だから公会堂の部分は入れていないんです。対象にしていないんです。

**高橋委員** 従来どおりですね。

**教育次長兼社会教育課長** はい。

**福島委員** 反社会的勢力というのははじくようにしているんですか。公民館を使っているんですか。

**教育次長兼社会教育課長** そうですね、そういうことはないんですけど、もし来れば、不適切だと思えば、こちらが許可をしないということになります。

**福島委員** インターネットだったら分からないですよ。

**教育次長兼社会教育課長** 仮に名前だけでは分からない可能性もありますよね。それは今でも紙ベースでも分からない可能性はあまり変わらないかなと思います。

**福島委員** 貸してもいいならいいですよ。

**教育次長兼社会教育課長** 名前で明らかに分かれば許可しないということにはなりますけど、名前

で判断できない場合は実際には分からないですよ。ただし、使用目的とか名前で問題なければ許可をするということになるんでしょうから。

**福島委員** 私はそれではありませんというチェックを入れていれば、申し込んでもあとで排除できる。

**社会教育課参事** パソコンやスマホから申し込めるようになるんですけども、当面は、今次長がお話しましたが別府市優先になりますので、1日から申し込みできますが、10日までの間は基本的にインターネットには公開がされない状態になりますので窓口という形になります。それで、ID登録と言いますか、自分もしくは団体を今から登録しなければいけなくなります。そしてパスワードがあって、11日以降は別府市の方も他郡市の方も均等にネット予約ができるという形になります。そして、登録をするときに、一旦入れますけど、それは仮の登録になりますので、それを公民館が審査をして、問題なければ入れ込むという形になりますので、ワンクッション入ることになります。まずはIDを登録するときに、団体等身元もいろいろ記載していただきますので、そこで一応の確認ができます。その後、使用が悪ければ抹消するといいますか、使用をお断りするという形になってくるかと思います。

**福島委員** 要するに、私は反社会的勢力の者ではありませんというチェックが入ればですね、1項目入れておけば。

**社会教育課参事** 登録用紙にはなかったですね。

**福島委員** なかったら入れておけばいいんじゃないですかね。

**教育参事** 公共施設においては、当然反社会的勢力の活動と認められる場合は使用を制限することができます。いろんな課の申請の中には、委員からご指摘があったような誓約書の提出を求める場合もあります。今回ID登録という審査をすることになるので、その辺はぜひ検討させていただきたいと思います。

**山本委員** 貸し出しのときに、例えば1か月前というと、何か大きな大会をするときには1か月前では間に合わないときもあると思うんです。それを何か特別な事情の時には前もって受付ができるとか、この団体には特別に貸し出すとか、何かそういう優先順位的なことは設定されているんでしょうか。

**スポーツ健康課長** 体育施設につきましては、2月に年間会議というのがあります。いろんな競技団体で、その年に例えば大きな大会が入っているということであれば優先的にそこで押さえることは可能であります。

**山本委員** ではそれに入っていなければ、同等扱いというか、早い者勝ちとか抽選

になるとかそういう話になるのでしょうか。

**スポーツ健康課長** 基本的には2月に年間のスケジュール調整会議がありまして、あとは先程高橋次長からお話がありましたように、使用月の1か月前の1日から10日までについては、別府市民の方を優先的に予約していただく。11日以降については、別府市民の方も市外の方も空いているところであれば予約ができますよ、というようなシステムでございます。

**山本委員** 確認したいのは、市民でも同じ日に2つの団体が申し込んだ場合は、早いほうが優先されるんですか。それとも例えば10日までの間で、重なれば抽選をすとかいう話になるんですか。

**スポーツ健康課長** 日程が重なればですね、そこは抽選という方法を今までも取っております。

**教育参事** 今回は公共施設の相互利用ということではあるんですけども、要するに二段階方式で、第一段階についてはこれまでと同じ方式を取ります。ですから、体育施設であれば年間で抽選したりとか、公民館であれば前月に申し込むという部分は残して、今までどおりということです。ただ毎月11日以降は開放して、市外からでも自由に、その時は早い者勝ちということになります。ただ、先程心配されたように、高齢者で入力できないという方々に対しては、当面は施設の職員が代行で入力してあげるんですけど、夜間で開館してないときは入力できないので、その辺で少しタイムラグがどうしても生じてしまうということは考えられます。

**寺岡教育長** 議第10号からは体育施設ですが、同じような形ですか。

**スポーツ健康課長** はい。次長から全部まとめて。

**寺岡教育長** では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第6号から議第17号までは原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第6号からは議第17号までは議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項（1）

**寺岡教育長** 次に報告第1号 寄附受納についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 報告第1号 寄附受納について、教育政策課関係部分についてご報告いたします。103 ページをご覧ください。番号1番でございますが、ミシン2台を、教育環境の充実のため江藤清美様よりいただいております。以上でございます。

**学校教育課長** 同じく2番3番でございます。絵本「ウミガメものがたり」を小学校に1冊ずつ、環境教育充実のため、コープおおいた様よりいただいております。それから、本「アリになった数学者」他10万円相当ですけども、ハンの大和の垣迫様から、お子さんが通った境川小学校、中部中学校ということで、寄贈いただいております。以上でございます。

**教育次長兼社会教育課長** 4, 5, 6番は社会教育課関係です。まず4番は鍍絵「うさぎ」ということで、資料として写真をお配りしております。これをご覧いただきたいと思います。この鍍絵というのは、左官職人が白壁に着色した漆喰を盛り上げて浮き彫りにしたようなレリーフのような形で、瓦の端のところにありますこういうものですね。これにつきましては美術協会の方に審査していただきまして、これは貴重な資料になるということで寄贈を受けたということでございます。5番目の渡邊惣一郎スケッチブックということで、これも表紙の部分と中身を掲載させていただいております。この方につきましては、1940年、昭和19年に別府市美術協会の会員になり、また昭和27年にチャーチル会別府が創立されたと同時に入会したという方です。この方の作品について今回寄贈の申請がありまして、これにつきましても美術協会のほうから貴重な資料になるので受けたほうがいいということで、今回受けた次第でございます。それから6番目のIHクッキングヒーターにつきましては、九電の別府営業所から昨年に引き続き、このクッキングヒーターを利用してほしいということで寄贈を受けておりまして、今回、南部地区公民館で活用するというので受けております。以上でございます。

**スポーツ健康課長** スポーツ健康課関係部分です。7番の59,000円相当の車椅子につきましては、社会体育施設の充実のためということで、あいおいニッセイ同和損害保険(株)大分支店様から寄贈いただいております。続きまして8番のコートブラシ4本、69,800円相当、これにつきましては、別府北ロータリークラブ様から社会体育施設の充実のために寄贈いただいております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま関係課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。



◎ その他（１）

【概要】 ※社会教育課長より、2020年別府市成人式について説明があった。

---

◎ その他（２）

【概要】 ※平成31年3月定例教育委員会の開催日程について、平成31年3月28日（木）17：00より開催することが決まった。

---

◎ 任期付職員の採用について ※非公開

寺岡教育長 ここで追加議案がございます。議事に加えたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 本議案は、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。ではそのようにさせていただきます。関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事日程第18、議第18号 別府市任期付職員の採用についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、平成31年2月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- 
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。